

保健だより

豊川市立小坂井中学校

保健室

10月号



あなたの つめ、のびて いませんか？

われる！



ひっかく！



はがれる！



意外に多い、つめのけが。つめには指先を守ったり、力を入れるときに支えたりするなど大切な役目がありますが、伸びすぎているとけがをしやすくなります。手のつめの長さは、手のひらの方から指を見て、出でないくらいがちょうどいいと言われています。

10月10日（金）には、体育大会があります。練習も始まっています。1週間に1回くらいはチェックするようにしましょう。あわせて足のつめを切るのもお忘れなく！

後期歯科健診があります（対象者のみ）

日 時：10月23日（木）1年、2年1～4組

11月20日（木）特別支援、2年5～6組、3年

目 的：定期健康診断で、CO（要観察歯）、GO（歯肉要観察）と診断された歯および歯肉の経過観察をするため。

対象者：定期健康診断で、CO（要観察歯）、GO（歯肉要観察）があると診断された人。

※ただし、歯科医院を受診し、指導を受けている人は除外します。

定期健康診断を受けられなかった子もこの日に歯科健診を受けます。

対象者には、9月26日（金）にお知らせを配付しました。

歯科医院を受診していても、「受診報告書」を提出していない人は対象になっていますので、すでに受診した人は、前日までに担任の先生に「受診報告書」を提出してください。紛失の場合も再発行もしますので、お知らせください。

今回対象にならない場合でも、治療の必要がある人は歯科医を受診して治療を進めてください。



・：。

○スポーツ振興センター災害共済給付制度について

夏休みや休日の部活動や登下校など自分がをして病院を受診したという生徒は、担任の先生または養護教諭までお申し出ください。学校の管理下での災害については、スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。

また、学校へ提出していない書類がお手元にある方は、お早めに学校へご提出ください。

○受診報告書について

定期健康診断で受診を勧められ、病院を受診した生徒は受診報告書を提出してください。学校生活で配慮が必要なこと、心配なことがある場合には担任や養護教諭までご相談ください。

まだ受診が済んでいない場合には、お早めに専門医の診察を受けることをお勧めします。

・：。